

12月1日から

道路交通法がかわります



— 461 —

今月一日から、道路交通法が次のように改正されました。

今回のおもな改正点は、「暴走族」の取締り規定や自動車使用制限などが新設された他、酒酔い、麻薬・覚せい剤服用運転は、即免許取消しという罰則の厳しいものとなっていますが、二年間無事故無違反の優良運転者には、軽い違反行為をした場合、行政処分の対象となる点数の計算からはずされるという優遇措置も施されています。

自転車横断帯に注意

- ◎横断しようとする自転車が明らかにない場合を除いて、自転車横断帯に近づいた時は、すぐ停止で止める速度で進行し、もし、横断中や横断はじめようとする自転車があれば、その横断帯の直前で一時停止しなければなりません。
- ◎自転車横断帯の直前で停止している車などがあるときは、側方通過して前に出る前に、一時停止しなくてはなりません。
- ◎自転車横断帯とその手前三〇メートル以内は追越し、追抜き禁止。
- ◎自転車横断帯とその前後の側端から五メートル以内は駐停車禁止。
- ◎進路前方の車の状況によって、自転車横断帯部分内で停車するおそれがあるときは、その自転車横断帯には進入禁止。

ヘルメットの着用が義務づけられました

- ◎自動二輪車の運転者や同乗者は、すべての道路でつねに乗車用ヘルメットをかぶつて運転、同乗しなくてはなりません。
- ◎原動機付自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶつて運転するよう努力義務が課せられました。

燃料切れや積荷の転落も処罰

- ◎社用車で無免許運転、制限速度違反、飲酒運転、過労運転、過積載運転などを会社の使用者等から命じられ、または容認されて運転すれば、最高六ヶ月の期間、違反運転した車両が使用できなくなります。
- ◎前項の自動車には運転禁止の標章がはりつけられますが、この標章を使用禁止期間中に破つたり汚したり、取り除いてはいけません。
- ◎仮免許の有効期間が、今までの三ヶ月から六ヶ月に延長されました。また、免許更新を忘れた場合（うつかり失効）も免許試験の特例を認められる期間が三ヶ月から六ヶ月に延長されました。
- ◎国内で運転免許の取消しや停止の処分を受けた人は、外国で国際免許証を取得してきても運転できません。

暴走行為の禁止

- ◎高速自動車国道および自動車専用道路を行なうときは、あらかじめ燃料、冷却水、オイルの量および貨物の積載状態を点検し適切な措置を講じておくことが必要で、これに違反して運転ができるなくなったり、貨物が転落すれば処罰されます。
- ◎二台以上の自動車や原付自転車が、前後に連なつたり並進したりして、共同して著しく交通の危険を生じさせたり、他人に迷惑をかける行為、いわゆる「暴走族の暴走行為」は処罰されます。
- ◎酒酔い運転や、麻薬・大麻・あへん・覚せい剤およびシンナーの影響によって、正常な運転ができない状態で車を運転した場合は、厳しく処罰されます。
- ◎酒酔いは免許取り消し

管理不徹底には車の使用制限

- ◎車線、減速車線、登坂車線これらに接する路肩や路側帯に故障などで運転できず停止するときは、警告反射板等を利用して停止して表示しないと処罰されます。
- ◎高速自動車国道とすべての自動車専用道路では、自動二輪車の二人乗りは違反行為となります。

